

仕 様 書		
件 名	仕 様 書 番 号	1
車両用オートリフト（中型）点検	作 成 年 月 日	令和7年6月5日
	作 成 者 所属階級氏名	通信教育直接支援中隊 1等陸曹 桑代直祐

1 総則

(1) 適用範囲

この仕様書は、通信教育直接支援中隊が保有する。車両用オートリフト（以下、リフトという。）の点検について適用する。

(2) 用語及び定義

点検

点検とは、納入又は前回点検時から約3年を目安とした定期点検をいい、標準作業表に基づきリフトに荷重をかけた状態で行う作動点検及びリフトに荷重をかけない始業点検とする。

なお、点検には作動油の交換、油脂類の塗布及び除去（防錆処置）、各部位の清掃及び調整、定期交換部品等（消耗品を含む。）の交換（以下、定期作業という。）を含むものとする。

(3) 種類

番号	品 名	型式等	単位	数量	メーカー名
1	車両用オートリフト	FTW1033N	台	3	安全自動車(株)

2 整備に関する要求

(1) 一般的要求事項

契約の相手方は、リフトの点検を実施し、当該装備品等の機能、性能及び安全性を確保する。また、点検後にリフトの性能及び各操作に異常があってはならない。

なお、点検は必ず「社団法人 日本自動車機械工具協会」が認定するリフト点検資格認定者を含む人員で実施するものとする。

(2) 整備の種類

整備の種類は、点検とする。

(3) 整備の作業方式

整備の作業方式は、標準作業表によるものとし、標準作業表は、別紙第1による。

(4) 点検基準

点検基準は、製造会社社内規格に適合するものとする。

(5) 整備実施場所

陸上自衛隊久里浜駐屯地 通信教育直接支援中隊 火器車両整備工場

(6) 部品・副資材

部品及び副資材は新品とし、製造会社社内規格品又は同等以上の性能等を有し、リフトの性能及び機能を損ねてはならない。

なお、点検に必要な部品及び副資材は、別紙第2部品表を基準とし、契約の相手方が準備するものとする。

(7) 塗装・防錆処置

塗装及び防錆処置は、商慣習による。

(8) 外観

外観は、きず、割れ、まくれ、さび、取付部の緩み、塗装のはく離その他使用上有害な欠陥があつてはならない。

3 品質保証

検査は、製造会社社内規格に適合する定期点検記録表に基づく検査官の検査をもって合格とする。

4 その他の指示

(1) 無償貸付品

契約の相手方は、この仕様書に規定する点検を官側の車両を使用して実施する場合は、(4)提出資料ア作業開始前に示す「無償貸付申請書」により申請するものとする。

(2) 官側の支援

点検を官側の車両を使用して実施する場合における車両の搬入及び搬出については、官側で支援するものとする。

(3) 交換部品及び副資材の処置

点検にともない、発生した回収部品及び副資材等の処置は、契約の相手方が、適正に処分するものとする。

この際、環境保全に関しては、細心の注意を払って実施するものとする。

(4) 提出書類

ア 作業開始前

名称	部数	注記
作業工程表	各 1	—
無償貸付申請書		—
定期点検要領書 (定期点検記録表を含む。)		製造会社社内規格に適合

イ 作業完了後

名称	部数	注記
定期点検成績書	各 1	製造会社社内規格に適合
交換部品証明書		製造会社社内規格に適合
品質保証書		—
納入品の瑕疵に関する契約条項		—

(5) 点検完了についての明記

契約の相手方は、点検が終了した際、官側が保有するリフトの見えやすい箇所に年月日、作業内容及び契約の相手方の名称を記入した「リフト点検済」のシールを貼り付けるものとする。

なお、シール等の規格については、商慣習とする。

(6) 仕様書に関する疑義

契約の相手方は、この仕様書に疑義が生じた場合は、担当官の指示を受けるものとする。

標準作業表

工程		作業内容
1	作業前の問診	点検に先立ち、対象器材の状況などを官側の管理責任者に問診する。
2	再現テスト	問診情報の再現テストを行う。 なお、その場合、問診対応者の立会のうえ確認すること。
3	始業点検	1 動力源の点検 2 障害物（周囲）の点検 3 機材本体の外観の点検 なお、細部については、要領書による。
4	定期作業	1 油脂類の交換、給脂、塗布及び除去（防せい処置） 2 消耗品及び定期交換部品等の交換（ワイヤーロープ・ゴムパット等） 3 各部位の調整及び清掃 4 各装置の点検 なお、細部については、要領書による。
5	車の入場	1 リフトの位置確認及び調整 2 アタッチメントの確認及び調整 なお、細部については、要領書による。
6	点検	1 安全装置の点検 2 駆動装置の点検 3 昇降装置の点検 4 操作装置の点検 5 配管部の点検 6 その他の点検（供給源・排水及びゴミ・アタッチメント等） なお、細部については、要領書による。ただし、点検において異常があった場合は、検査官もしくはその指名するものに、その旨を申し出て指示を受ける。
7	車の退出	1 リフトの位置確認及び調整 2 アタッチメントの確認及び調整 なお、細部については要領書による。
8	定期点検記録表の確認	定期点検記録表への記載漏れ及び点検内容に不備等がないかを確認する。
9	完成検査	定期点検記録表に基づき、完成検査を受検する。
10	点検完了の明記	点検終了後、4(5)に基づき、「リフト点検済」シールを貼り付ける。

部 品 表

型式	品名	単位	数量	備考
80820735	リミットSW	個	6	
90930116	6角ナット	個	12	
11407200	チェーンアジャスター	個	6	
80839341	継手リンク	個	6	
80833261	メッキローラーチェーン	個	3	
75002810	リフトパッキンセット	個	6	
75002821	ヘッドシリンダパッキンセット	個	6	
80817060	ストレートユニオン	個	6	
11505180s	エアチューブL	本	6	
11505160s	エアチューブS	本	6	
00132640s	降下止メ爪ペア	個	6	
90931224	小型丸平座金	個	12	
00132680s	爪軸ペア	個	6	
90980535	ロールピン	個	6	
90980335	ロールピンSRP0335	個	6	
50542200s	爪戻シバネ	個	6	
90930706	平座金	個	12	
00132660s	爪解除ペア	個	6	
11479100s	ロックレバーカラー	個	6	
90972516	割ピン	個	18	
11505480s	爪解除軸	個	6	
90930705	平座金	個	6	
11450121	フタヤマナックル	個	6	
10236232	ソレノイドピン	個	6	
80700016s	エアーシリンダー	個	6	
50542180	コントロールケーブル	個	6	
	交換オイル	L	120	